

羽咋市創業等応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市で創業等に挑戦する個人事業主や法人を支援することにより、市内の新規雇用やU・I・Jターン等の契機を創出し、もって地域に活力を与え、地域経済の活性化を図ることを目的として、予算の範囲内において事業の経費の一部を補助金として交付するものとし、その交付に関しては、羽咋市補助金交付事務取扱規則（昭和55年羽咋市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 創業等 次のいずれかに該当する場合で、将来的にその事業のみで生計を立てることを目的とする事業をいう。
 - ア 市内で事業を営んでいない個人が市内で事業を開始する場合、又は新たに法人を設立し事業を開始する場合（以下「起業」という。）
 - イ 市内で事業を営んでいる個人又は法人が、その事業を継続しつつ、日本標準産業分類の中分類が異なる事業を開始する場合（以下「第二創業」という。）
 - ウ 市内で事業を営んでいる個人又は法人が、事業を継続させるため別の者に事業を全て承継する場合。ただし、当該事業を営んでいる者が死亡又は重大な障害等により事業の継続が困難になった場合以外の、配偶者による承継を除く。（以下「承継」という。）
- (2) 市税等 市税、上下水道料金、その他市に対する納付金をいう。
- (3) 若者及び子育て世帯 市内に住民票がある、または転入予定の45歳未満の男女及び15歳未満の子どもを養育する男女をいう。
- (4) まちなか 羽咋市立地適正化計画において定める都市機能誘導区域をいう。
- (5) 備品等 取得価格が税抜10,000円以上であって、耐用年数が1年以上のものをいう。ただし、汎用性が高い物や、使用目的が本補助事業の遂行に必要なものと特定できない物については除く。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次に掲げる要件を全て備えていなければならない。

- (1) 創業等に際して法律等に基づく資格等が必要な場合は、当該資格等を有

- し、又は開業までに有する見込みがあること。
- (2) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が直接、事業又は営業に携わること。
 - (3) 市税等を滞納していないこと。
 - (4) 市内での店舗移転や、仮設テント、仮設店舗での創業等でないこと。
 - (5) 起業及び承継においては、事業開始年度までに産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）に基づき本市が策定した創業支援事業計画に定める特定創業支援等事業を受けた者又は創業後 1 年以内に受ける者であること。
 - (6) 羽咋市商工会（以下「市商工会」という。）に加入していること又は実績報告書の提出までに市商工会に加入すること。
 - (7) 市商工会経営指導員の指導を受け、創業等計画書を作成し、提出すること。
 - (8) 補助事業の完了後、自社の PR 記事を作成し羽咋市広報紙面にて掲載することが可能なこと。
 - (9) 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者であること。
 - (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に基づく届出を要する創業等でないこと。
 - (11) 申請者又はその法人の役員が禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者ではないこと。
 - (12) 申請者又はその法人の役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団の構成員又は暴力団に協力、関与する等これと関わりを持つ者ではないこと。
 - (13) 一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会に加盟していないこと。
 - (14) その他市長が適切でないと判断する事業ではないこと。

（補助対象経費）

第 4 条 補助対象となる経費は、次の各号に掲げる要件を満たす創業等に要する経費をいう。ただし、第 8 条による交付決定前の支出について対象外とする。

- (1) 事業所等の新設にかかる新築費、増改築費、設備工事費とし、自己の住居の用に供した部分ではないこと。住居兼事業所等の場合については、住居等事業に直接関係ない用途に供される部分と明確に区別された事業所等専有部分に係るものに限る。ただし、業種・業態等の理由により事業所等専有部分の区別ができない場合は、面積按分等の適切な方式で事業利用割合及び経費額の算出を行う。
- (2) 備品等購入費
- (3) 事業実施に必要と認める外構工事費
- (4) 店舗、駐車場等の賃借料（最大 6 か月分）。ただし、敷金・礼金を除く。

- (5) 広告宣伝費
 - (6) その他市長が適当と認める経費
- 2 前項に認める経費のうち、消費税及び地方消費税相当額は補助対象外とする。
 - 3 国、県、その他団体から補助金又は助成金の交付を受ける場合は、補助対象経費から国、県、その他団体から交付を受ける補助金又は助成金の対象経費を控除するものとする。
 - 4 市長が不適当と認める費用は、前項の対象となる経費から除くものとする。

(補助金額等)

第5条 補助金の額は補助対象経費の50%以内の額とし、基本額、加算額及び上限額は別表第1に定めるとおりとする。なお、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

(申請回数の上限)

第6条 当該補助金の起業、第二創業及び承継の申請は各1回までとする。

- 2 本市の起業家支援補助金交付要綱（平成27年羽咋市告示第26号）又は羽咋市起業・第二創業支援補助金交付要綱（令和4年羽咋市告示第59号）並びに羽咋市事業承継支援補助金交付要綱（令和4年7月羽咋市告示第60号）にかかる補助金の交付も1回と数える。

(補助対象者の認定申請)

第7条 申請者は、事業の着手前までに、羽咋市創業等応援補助金補助対象者認定申請書（様式第1号）（以下「認定申請書」という。）を、別表第2に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助対象者の認定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、補助対象者を認定したときは、羽咋市創業等応援補助金補助対象者認定通知書（様式第3号）（以下「認定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

(認定内容の変更・中止)

第9条 前条の規定により認定を受けた者（以下「補助認定者」という。）は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、羽咋市創業等応援補助金補助対象者認定変更承認申請書（様式第4号）を提出しなければならない。

- (1) 事業内容の重要な部分を変更する場合
- (2) 補助事業を中止する場合

(3) 補助事業を廃止する場合

- 2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適正と認められるときは、羽咋市創業等応援補助金補助対象者認定変更承認通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第10条 補助認定者は、補助の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(補助金の交付申請及び決定)

第11条 補助認定者は、事業完了後6月以内に、羽咋市創業等応援補助金交付申請書(様式第6号)を、別表第3に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請書について必要があると認めるときは、実地調査を行うことができる。

- 3 市長は、当該申請に係る書類を審査及び調査し、適正であると認めるときは、規則に定める補助金交付決定通知書(様式第7号)により補助認定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第12条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下、「交付決定者」という。)は、前条の規定により通知を受けた後、1カ月以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに、羽咋市創業等応援補助金請求書(様式第8号)により、補助金の請求を行うものとする。

- 2 市長は、前項の請求に基づき、補助金を交付する。

(事業状況報告)

第13条 補助金の交付を受けて創業等をした者は、事業開始年度を含む3か年にわたり、毎事業年度の終了後3月以内に、年度状況報告書(様式第9号)(以下「報告書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該年度末の確定申告書の控えの写し
- (2) 市税等完納証明書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(決定の取消し)

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、天災地変その他

補助金の交付決定後生じた事情の変更により市長が特にやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りではない。

- (1) 創業等を行った年を含む3年以内に許可なく補助決定事業の内容を変更し、又は廃止したとき。
 - (2) 虚偽その他不正の行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
 - (3) 前2号に規定するもののほか、この要綱及び規則に違反したとき。
- 2 前項の決定については、羽咋市創業等応援補助金決定取消通知書（様式第10号）により補助決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条の規定により補助金等の交付の決定を取消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、羽咋市創業等応援補助金返還通知書（様式第11号）を補助決定者に送付し、その返還を命ずるものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。
（羽咋市起業・第二創業支援補助金交付要綱等の廃止）
- 2 羽咋市起業・第二創業支援補助金交付要綱（令和4年羽咋市告示第59号）及び羽咋市事業承継支援補助金交付要綱（令和4年羽咋市告示第60号）は廃止する。

（経過措置）

- 3 この告示の施行の日の前日までに羽咋市起業・第二創業支援補助金交付要綱の交付の決定を受けた者及び羽咋市事業承継支援補助金交付要綱に係る申請又は事業の承継を完了した者については、なお従前の例による。

別表第1（第5条関係）

上限額		200万円
基本額		90万円
加算	若者及び子育て世帯	50万円
	転入	50万円
	まちなかでの創業	10万円

別表第2（第7条関係）

認定申請書添付書類	<ul style="list-style-type: none"> (1) 第3条第7項に規定する計画書（様式第2号） (2) 住民票 (3) 市税等完納証明書（市外に住民票がある人のみ） (4) 補助対象経費に係る見積書 (5) 平面図など施行実施個所や施工内容が分かる書類（第4条に規定する費用にかかる申請がない場合は不要とする。） (6) 創業予定地の位置図 (7) その他市長が必要と認める書類
-----------	---

別表第3（第11条関係）

交付申請書添付書類	<ul style="list-style-type: none"> (1) 補助対象経費に係る契約書の写し (2) 補助対象経費に係る領収書の写し (3) 営業許可証の写し（許認可を必要とする業種の場合） (4) 店舗等の写真（改修前と完了後） (5) 商工会に加入していることを確認できる書類 (6) 加算要件を満たしていることを確認できる書類 (7) その他市長が必要と認める書類等
-----------	---

年 月 日

羽咋市長

申請者住所

申請者名

電話番号

羽咋市創業等応援補助金補助対象者認定申請書

羽咋市創業等応援補助金補助対象者の認定を受けたいので、羽咋市創業等応援補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

申請補助事業区分	起業 ・ 第二創業 ・ 承継	
新設する事業所名		
新設する事業所住所	羽咋市	
事業完了予定日	年 月 日	
創業予定日	年 月 日	
事業種別	業	
事業概要	計画書（様式第2号）のとおり	
対象経費見込額	円	
対象加算（○をつけてください）	若者・子育て	45歳未満 または 15歳未満の子がいる
	転入	羽咋市に転入 ※転入日（ / ）
	まちなか	都市機能誘導区域内での創業等

羽咋市創業等応援補助金交付要綱を熟読し、全てに同意します。	同意する・同意しない
-------------------------------	------------

※ 同意しないを選択した場合は補助対象となりません。

収支予算

収入の部

(単位：円) (税抜)

科 目	予 算	内 訳
1. 自己資金		
2. 借入金		
3. 補助金		羽咋市補助金
4. その他		
合 計		

支出の部

(単位：円) (税抜)

科 目	予 算	内 訳
1. 新築・増改築・ 設備工事費		
2. 備品購入費		
3. 賃借料		
4. 広告宣伝費		
5. その他		
合 計		

※支出の部内訳については別紙一覧を参照のこと。

創業等計画書

事業所名	
申請者名	

商工会経営支援員 担当者	
創業等に関する知識、 能力、資金面、 計画書に対する意見	
事業計画に対して考えられる 具体的な支援内容	
特記事項	

I. 企業概要

1. 企業名等

代表者名	
企業名・屋号	
所在地	
設立年月日	
資本金	
事業内容	

2. 経営者の経歴・事業実績等

<経歴等>
<資格>

3. 創業等の動機

--

II. 事業内容

1. 本市で創業等を行うにあたってのビジョン・目標

--

2. 事業コンセプト

(1) 取扱い商品・サービスの内容

--

(2) ターゲット顧客

--

(3) サービス・商品の提供方法・仕組み

--

Ⅲ. 数値計画

1. 資金計画（1年目）

所 要 資 金		調 達 方 法	
内 訳	金額（千円）	内 訳	金額（千円）
設 備 資 金	取得・改修費	自己資金	
	備品購入費	羽咋市補助金	
	賃借料	金融機関等借入金	
	広告宣伝費	その他	
	その他		
運 転 資 金	従業員への給与		
	仕入れ費用		
	消耗品等購入費		
	光熱費等		
	その他		
合 計		合 計	

2. 収支計画

内 訳		1 年 目	2 年 目	3 年 目
売上等		千円	千円	千円
	計 A			
経費等		千円	千円	千円
	計 B			
差	A - B			

第 年 月 日 号

住 所
氏 名

羽咋市長

羽咋市創業等応援補助金補助対象者認定通知書

年 月 日付けで申請のあった羽咋市創業等応援補助金補助対象者について、羽咋市創業等応援補助金交付要綱第8条の規定により次のとおり認定したので通知します。

所在地	羽咋市
事業区分	起業 ・ 第二創業 ・ 事業承継
業種	
対象経費見込額	円
対象加算区分	若者／子育て ・ 転入 ・ まちなか

（備考）

- 1 この補助金の交付対象となる事業の内容は、令和 年 月 日付羽咋市創業等応援補助金補助対象者認定申請書記載のとおりとし、対象経費見込額の詳細は別紙のとおりとする。
- 2 この補助金の額は、補助事業が完了した後に決定する。
- 3 この補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- 4 羽咋市補助金交付事務取扱規則及び羽咋市創業等応援補助金交付要綱の定めに従うこと。

年 月 日

羽咋市長

所在地
事業所名
氏名
電話番号

羽咋市創業等応援補助金補助事業変更承認申請書

年 月 日付第 号により補助対象者認定の通知があった
事業を下記のとおり $\left(\begin{array}{c} \text{変更} \\ \text{中止} \\ \text{廃止} \end{array}\right)$ したいので、承認されたく申請します。

記

1 $\left(\begin{array}{c} \text{変更} \\ \text{中止} \\ \text{廃止} \end{array}\right)$ の理由

2 対象経費見込額

変更前の額	円
変更後の額	円
差引額	円

3 変更の内容 (別紙のとおり)

収支予算

収入の部

(単位:円)(税抜)

科 目	変更前額	変更後額	内 訳
1. 自己資金			
2. 借入金			
3. 補助金			羽咋市補助金
4. その他			
合 計			

支出の部

(単位:円)(税抜)

科 目	変更前額	変更後額	内 訳
1. 新築・増改築・ 設備工事費			
2. 備品購入費			
3. 賃借料			
4. 広告宣伝費			
5. その他			
合 計			

第 号
年 月 日

住 所
氏 名

羽咋市長

羽咋市創業等応援補助金補助対象事業認定変更通知書

年 月 日付けで申請のありました羽咋市創業等応援補助金補助対象事業認定変更申請について、羽咋市創業等応援補助金交付要綱第9条の規定により下記の通り承認したので通知します。

記

変更・中止（廃止）の内容	
--------------	--

羽咋市長

申請者住所

申請者名

羽咋市創業等応援補助金交付申請書

羽咋市創業等応援補助金の交付を受けたいので、羽咋市創業等応援補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて申請します。

申請補助事業区分	起業 ・ 第二創業 ・ 承継	
新設した事業所名		
新設した事業所住所	羽咋市	
日本標準産業分類中分類による業種		
補助事業完了日	年 月 日	
創業日	年 月 日	
補助事業対象経費	円	
補助金申請額	円	
対象加算（○をつけてください）	若者・子育て	45歳未満 または 15歳未満の子がいる
	転入	羽咋市に転入 ※転入日 (/)
	まちなか	都市機能誘導区域内での創業等

羽咋市創業等応援補助金交付要綱を熟読し、全てに同意します。	同意する・同意しない
-------------------------------	------------

※ 同意しないを選択した場合は、補助の対象となりません。

(別紙1)

収 支 決 算 書

収入の部

(単位：円) (税抜)

科 目	実 績	内 訳
1. 自己資金		
2. 借入金		
3. 補助金		羽咋市補助金
4. その他		
合 計		

支出の部

(単位：円) (税抜)

科 目	実 績	内 訳
1. 新築・増改築・ 設備工事費		
2. 備品購入費		
3. 賃借料		
4. 広告宣伝費		
5. その他		
合 計		

※支出の部内訳については別紙一覧を参照のこと。

(別紙2)

羽咋市創業者応援補助金交付要綱第3条に基づき、以下のとおり、羽咋市広報に掲載する当事業のPR記事を提出します。

事業所名	
申請者名	
所在地	
電話番号	

(500～800字)

- ・ 事業に係る画像データ 1点～5点
(創業者の顔写真、看板や外観の写真、商品やサービスの写真など)

年 月 日

羽咋市長 様

事業所所在地 羽咋市

事業所名

代表者名

創業開始報告書

先に提出した計画書のとおり創業等を開始しましたので、羽咋市創業等応援補助金交付要綱第 11 条に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

1. 日本標準産業分類中分類区分	
2. 種別	起業 ・ 第二創業 ・ 承継
3. 創業等開始日	
4. 従業員数（申請者本人を除く）	
5. 資本金	

第 号
年 月 日

住 所
氏 名

羽咋市長

羽咋市創業等応援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった羽咋市創業等応援補助金の交付について、羽咋市創業等応援補助金交付要綱第11条の規定により下記のとおり決定したので通知します。

記

決定額 _____ 円

年 月 日

羽咋市長 あて

事業所所在地 羽咋市
事業所名
代表者名

羽咋市創業等応援補助金請求書

羽咋市創業等応援補助金として、下記金額を交付されるよう請求します。

記

請求金額 _____ 円

口座情報

銀行名					支店名	
普通 ()	口座 番号				名義人 (カナ)	

年 月 日

羽咋市長

申請者住所

申請者名

年度状況報告書（__年目）

羽咋市創業等応援補助金の交付を受けて創業等を行った下記事業について、羽咋市創業等応援補助金交付要綱第13条の規定に基づき、以下のとおり報告します。

事業所名	
事業所住所	
事業概要	
創業等開始日	年 月 日
補助金交付済額	円
今年度所感	

（添付書類）

- ①当該年度末の確定申告書の控えの写し
- ②市税等完納証明書
- ③その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

羽咋市長

羽咋市創業等応援補助金決定取消通知書

年 月 日付第 号で決定した羽咋市創業等応援補助金の交付については、下記の理由により決定を取り消しますので、羽咋市創業等応援補助金交付要綱第 14 条の規定により通知します。

記

取消の理由	
-------	--

第 号
年 月 日

様

羽咋市長

羽咋市創業等応援補助金返還通知書

年 月 日付第 号で決定した 年度羽咋市創業等応援補助金の返還について、羽咋市創業等応援補助金交付要綱第 15 条の規定により通知します。

記

- 1 返還額 _____ 円
- 2 返還期日 _____ 年 月 日